

○議長（佐々木幸士君） 日程第二、議第一号議案ないし議第九十七号議案及び報告第一号ないし報告第四号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

二月二十七日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。二十二番わたなべ拓君。

〔二十二番 わたなべ 拓君登壇〕

○二十二番（わたなべ 拓君） おはようございます。自由民主党・県民会議所属、太白区選出のわたなべ拓でございます。議長のお許しをいただきましたので、以下、大綱七点につき一般質問を行います。

今月、仙台赤十字病院における太白区在住の患者に関するデータの分析結果を地元町内会長、仙台市担当者に対して公表いたしました。外来患者については、新たな医療機関を設置する需要に乏しく、入院についても周辺地域に代替可能な病院などが複数存在すること、仙台赤十字病院が果たしている回復期機能は限定的であることがデータにより明らかにされました。データに基づく冷静な議論が可能となる大きな節目となったものと歓迎いたします。地元町内会からは医療空白地域にしてほしくないとの声もありましたが、周辺地域にはほぼ全ての診療科を網羅するようにクリニックが分布しており、医療機能の役割分担は十分可能との見立ても可能であります。あとは転院先の紹介などを個別に丁寧に行うことが、地元住民の不安解消のため必須の取組となりますが、期的な見通しも含め想定する具体の対応について伺います。

病院移転の跡地利用について、地元医師会からは二十床から五十床ほどの回復期病床を有する医療機関の整備の要望がありました。しかし、今回の分析結果からは、その必要性が否定されるとも考えられます。また、新病院の建設費高騰も考えると、跡地は売却してコスト高騰部分に充ててもらおうべきとも考えますが、病院移転の跡地利用と今次分析結果について、当局の所見を求めます。

名取市に移転整備予定の統合新病院の建設費については、四百八十六億円と当初案の一・六倍に増加し、本県の負担額も八億円増加しました。県単独支援部分に係る県債償還に伴う利子負担額は幾らになりますか。また、更なる建設費増加の場合には、日本赤十字社において負担すべきものであり、本県には追加的負担は発生しないものと考えてよいのか伺います。

本県は、東北観光推進機構、仙台市、東北他県と連携して、欧米豪の旅客市場開拓に取り組んでいます。昨年十月には、本県として欧州の旅客開拓を目途にパリに拠点を設けたわけですが、欧米の人々に訴求する旅行メディアに関する取組が見えません。パりに本社があるミシュラン・トラベルガイド・ジャパンの本県に関する最新の記事は二〇一七年のものです。また、ロンリープラネットも二〇二〇年が最後の記事です。トリップアドバイザーでは、アルファベットの「miya gi」で検索すると宮城郡で松島が一件引つかかるのみで、他は海外のミヤギさんという人名を冠した店舗が出てきます。以上のメディアに対する涉外対応は、県庁にいながらにすることが大半であります。まずは、せめて影響力の大きな各種海外旅行メディアには網羅的に涉外すべきと考えますが、当局の所見を求めます。

今月十三日実施の仙台市議会第一会派の代表質問において、旧さくら野百貨店仙台店跡地の再開発について、県市連携の余地はないのか佐々木心市議員より質問があり、仙台市当局からは「市と国だけではなく、県と連携することで、制度上補助金の増額はないものの、仙台市の負担軽減につながる」また「観光、ビジネスでの来訪を増やしていくため、観光、経済施策と連携した都市機能の誘導などにおいて、県との連携を深めていくことにより、県内や東北の玄関口として魅力を高める民間開発にもつながる」との答弁がありました。県では、仙台市の市街地再開発事業に対して補助金を交付していた実績があります。最後の再開発事業は、一番町二丁目四番地区「THE SENDAI TOWER」で、事業は平成二十六年に完了しています。なお、政令市の市街地再開発事業に行う補助事業は、中央一丁目第二地区など四か所が交付要綱に列挙されており、震災の影響で平成三十二年まで事業期間が延長されました。例えば、この要綱の列挙項目に、旧さくら野百貨店仙台店跡地に相当する中央一丁目第三地区を補助事業の対象として追加することも一案であります。なお、県から仙台市に補助できる額は、補助対象額の十分の一であります。旧さくら野百貨店仙台店跡地は、まさに東北の玄関口であり、東北地方で最も路線価の高い東北の繁栄を象徴する一角とも言えます。既に都市計画の権限は政令市たる仙台市に移譲されてはおりますが、本県だけでなく東北六県の観光、経済を牽引すべき仙台駅西口中心街の魅力化拡充という大義のため、県市で連携し、旧さくら野百貨店仙台店跡地の再開発に補助する余地があると考えますが、当局

の所見を伺います。

一方で、気になる動きもあります。政令市仙台市では特別市になることで二重行政の解消や迅速な市民サービスを実現できるとして、行政、議会一致して特別市を目指した取組を強化しています。特別市とは、政令指定都市が都道府県から独立し、広域行政と基礎行政の権限、財源を一元的に担う一層制の、一階建ての自治体構想ですが、先月設置された第三十四次地方制度調査会においても特別市が議論されることになり、郡市長はこの機を逸してはいけないと、動画、パンフレット、ロゴマークを作成し、新年度に市民向けシンポジウムを初めて開催予定とし、「引き続き、国、地方制度調査会、国会議員の理解を得ながら進めてまいり」と今月の市議会において答弁しましたが、そこに県は出てこないのがあります。県は蚊帳の外でよいのでしょうか。特別市が実現すれば、宮城県から仙台市が独立し、言わば仙台県となるに等しく、財源を移譲するため仙台市への一極集中は更に進み、仙台地域以外の県全体との格差は拡大し、広域自治体としての役割を果たすことが困難になりかねないなど課題があると考えますが、当局の所見を求めます。

令和七年十一月定例会でも訴えましたが、猟友会や鳥獣被害対策実施隊の高齢化が進んでおり、若手人材の参入・育成の促進が急務です。この点、現場に出動する隊員が高齢者に偏り、若手人材の育成の機会が乏しいとの声が若手・中堅の隊員から上がっています。実施隊の猟友会からの推薦基準は、一猟期経験者に緩和された経緯もあり、隊員の能力向上については基本的に駆除の現場における育成、OJTを前提としています。経験の浅い方への支援として、国はOJTに係る支援として、現場の捕獲者に帯同した実践的な捕獲活動等について、一市町村につき二百万円以内、四十九歳までを対象とする新規猟銃取得の支援、狩猟免許取得時の研修・講習の受講費用の支援として上限三百万円を設けています。なお、仙台市においては、この枠組みは未活用であります。本県として猟友会、実施隊構成員の若手人材参入を促すため、仙台市など若手に潜在的担い手候補が豊富な自治体に対して、若手人材育成の補助金の活用を促す余地があると考えますが、当局の所見を求めます。

有害捕獲などに参加した場合に支払われる報酬の原資としても活用可能な令和六年度鳥獣被害防止総合対策交付金の推進費について、本県から百八十四万円を補助してい

ます。現在は、参加人数に応じた報酬の支払いの有無のみを確認していますが、今後は参加者の年齢についてもチェックすることで、若手人材のOJTを促す担保となると考えますが、当局の所見を求めます。

昨年十一月定例会における提案に基づき、宮城県職員を対象に狩猟免許所持の有無につきアンケート調査を実施したとのこと。調査結果と緊急対応時の要員としての希望状況、業務上の取扱いの検討状況について伺います。

知事はインドネシアに加え、カンボジア人材、専門的知識を有する人材の受入れ拡大に取り組むとしています。インドネシア人材みやぎジョブフェア二〇二五などインドネシア人材を対象としたマッチングが進められてきましたが、県内企業に対するインドネシア人材の就職実績について伺います。高市政権は、在留外国人の量的マネジメント、総量規制を検討しており、一部の就労可能な在留資格で受入れ上限数を設定する方針であります。県としても、定着支援、ひいては不法滞在防止の観点から、外国人材の労働実態につき把握しておくべきと考えます。本県に既に来県し就業した外国人材の事後の就労状況についてチェックしているのか、具体的実績につき伺います。

半導体人材の育成が急務ですが、先月、会派二期生で福岡半導体リスクリングセンターを再び視察し、センター長らと意見交換してきました。二年前に同センターの半導体オンデマンド講座活用を本議会で提案しましたが、デジタル身分証アプリを活用する形で学生の無償受講が実現しました。ちなみに、福岡県の学生ですら有償の受講となっております。本施策は半導体人材育成促進とDX施策推進の一挙両得の好施策と評価します。本県から受講した学生数や講座など具体的実績と課題につき伺います。

大多数の生徒が普通科に進学するも、その後のキャリアと学びの接合について悩む場合が少なくない中で、AIの登場により旧来のホワイトカラー層の需要は年々減少しています。一方、現場の深刻な人手不足、特にAIやICT技術を活用できる現場技術者の希少性から高収入を実現し、「ライトブルーカラーミリオネア」と評されるICT技術を生かした現場技術者が脚光を浴びています。中学校や保護者層に対する進路説明会において、ライトブルーカラー人材と産業界の需要の周知に努め、進路先として科学技術高校の総合技術系に対する認知、関心を高める余地があると考えます。また、普通科からも途中で科学技術高校への進路変更や、普通科に在籍しながら特定技術分野など

複数分野の学びを可能とする柔軟なカリキュラム設計の余地はないのか伺います。

若者・女性に選ばれる宮城を実現する手法として、女性の関心の高い化粧品や健康関連産業の集積が提案されましたが、当初は若者・女性の東京圏への流出に対する第一の解がなぜコスメなのかと率直に戸惑いました。施策のPRに改善の余地があるとしても、本施策により本県の有する人、物、金にいかなる前向きな効果をもたらさうのか伺います。

本施策は伊藤副知事が司令塔となり、各部の若手職員が提案に関わり、迅速に予算をつけた施策だそうあります。若手職員のやりがいはずや大きいものがあつたと思像します。こうした仕事の内容そのものでやりがいを実感させる配慮こそが、若手人材の定着、未来の県庁職員候補に対し最も訴求する、言わば王道の取組と評価します。若手職員に発案の機会を与え、施策展開につき思い切った役割を任せ、必ず予算をつける取組を定例化してはどうかと考えますが、知事の所見を伺います。

七十七リサーチ&コンサルティング首席エコノミストの田口庸友氏の分析によれば、東北大学などに進学した東京圏出身者の大多数が就職などで東京に戻る逆Uターン要因の人口流出を抑制し、東北五県からの若者の貯留機能を拡充するためには、先端的テックベンチャー、情報通信業などの育成や誘致になお伸び代があるとの指摘があります。そこで、東京圏出身者に訴求するテック系ベンチャー、情報通信業に対するアプローチを強化するため、東京事務所に当該分野に強い県内企業誘致チームを置き、東京圏の該当企業に集中的に営業をかけるべきと考えますが、当局の所見を求めます。

本年一月一日から全ての職員が週休三日制を選択可能になりました。一日当たりの労働時間を増加させることで余暇をつくり出し、家族との時間創出だけでなく、リスクリングなど自己研さんにも充てることが可能です。申請の実績と年齢層ごとの人数につき伺います。

現在議会側で、インターネット上の誹謗中傷等の対策に係る条例検討会、県当局主催の検討会で、選挙期間中のインターネット上の偽・誤情報対策について議論が進んでいます。現状で、インターネット上の偽・誤情報、誹謗中傷による人権侵害が発生した場合に、本県として一般県民からの相談を受け付ける窓口が存在しません。各検討会の結論を待つまでもなく、県としては、現在進行形で日々生じている県民のインターネット

ト上の誹謗中傷等に、第一次的に対応するワンストップの窓口を設け、事案ごとに違法・有害情報相談センター、あるいは削除要請の可能な仙台北法務局の人権相談、あるいは犯罪捜査として県警等につなげるなど、初動の交通整理の役割を果たすべきと考えますが、当局の所見を求めます。

選挙におけるインターネット上の誹謗中傷等については、投稿内容の削除を求めるとして、民事的、刑事的手段による場合には、手続に要する時間面、証拠保全面の制約、立証のハードルの高さなどから、現時点では選挙期間内における現実的な救済手段とはなり得ません。各検討会では、公職選挙法により規律する方法、あるいは条例で規律するとして、鳥取県の条例のように誹謗中傷等の投稿の削除命令に従わない場合には、五万円以下の過料を科すことができるなど強制力を付与する方法、削除基準の公表を求める情報流通プラットフォーム対処法等による対処の可能性につき言及がありました。投稿の削除義務づけはできないものの、プラットフォームが削除に係る基準を示し、削除要請への対応状況を公開する情報流通プラットフォーム対処法による事案処理を重ねていく中で、より妥当な規範を導くのが現実的とも考えますが、各アプローチについての可否につき当局の所見を伺います。

仙台市が計画する音楽ホールの総事業費がほぼ倍増する中で、県民会館・NPOプラザ複合施設、いわゆる宮城県立劇場の建設費も五百三億円と当初案から倍増しました。主として資材費、人件費の高騰、ZEB化などを背景とするものであり、適正な価格転嫁や中長期でペイする投資的措置による建設費高騰、それ自体はやむを得ないものと考えます。しかし、建設費を県債で措置することを考えると、県民の負担はこれにとどまらず、償還期間を三十年とした場合、利子負担は百億円規模になるものと考えますが、想定する県債償還に伴う利子負担の試算額について伺います。

建設コストと関係費の増大を考えると、施設で稼ぐことで増額分を補う工夫も求められると考えます。グランドホール、スタジオシアター、ギャラリーなど施設の本質部分の使用料金を低廉に据え置くとすれば、せめて交流広場、芝生広場、駐車場などで努力する余地はないでしょうか。ちなみに、屋外ライブやイベントなどが実施可能な芝生広場、宮城野駅側二千六百平米の貸出料金は、現行案では一時間当たり二千六百元、物品販売等があっても四倍の一万四百年にすぎません。キッチンカーなどの販売とイベン

トが可能な市道側の千五百平米のスペースは、一時間当たり千五百円ないし六千円で貸出し可能です。当局の所見を伺います。

議第九十三号議案の医学生修学資金貸付金に係る債権放棄、千八十六万円余りについて、債務者が現役の医師であることを確認し、違和感を覚えました。仮に、医師を志したものの挫折し、大学を中退したため借入れした修学資金の返済に苦慮しているのであればともかく、当該債務者は、著名な雑誌において「七浪して医学部、国家試験に二回落ちて五十三歳で医師になった女性」「それでも諦めなかった理由」)、あるいは「子どもを産みたい、医師にもなりたい」結婚・出産・子育てしながら七浪で医学部合格から五十三歳で医師になった彼女の学びなおしの人生」なる題で登場し、インターネット番組にも出演しています。著名なメディアへ登場する現役医師でありながら、なぜ債務を完済できないのか理解に苦しみます。また、言わば宮城県産の財産を毀損し、宮城県民の財産を踏み台にした形で自己実現を語られることに違和感を覚えますが、当局の所見を伺います。

以上、壇上における第一問といたします。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） わたなべ拓議員の一般質問にお答えいたします。大綱七点ございました。

まず、大綱一点目、二病院統合についての御質問のうち、移転元地域住民の不安解消に向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に当たり、移転元地域の住民からは、移転後の医療提供体制への不安の声が寄せられているほか、地元医師会からも代替医療機関の整備に関する要望をいただいております。このため県では、昨年二月に仙台赤十字病院とともに近隣町内会の代表者との意見交換を実施し、意向の把握に努めるとともに、現病院の患者分析を進め、先日八木山周辺地域の連合町内会及び仙台市に対し、分析結果の説明と意見交換を実施いたしております。転院先の紹介時期など今後の具体的な対応については、統合新病院の開院時期を見据えながら、患者の状況を把握している仙台赤十字病院において、個々の病状や家庭環境等に応じ、丁寧に対応していく必要がある

と考えております。県といたしましても、引き続き地域住民の声に真摯に耳を傾けるとともに、周辺地域の医療提供体制など、必要な情報を適時適切に提供し、不安の解消に向けて仙台赤十字病院や仙台市と連携をとりながら、しっかりと取り組んでまいります。次に、大綱二点目、県市連携についての御質問のうち、特別市の課題についてのお尋ねにお答えいたします。

特別市は、効率的かつ機動的な都市経営を目的に、指定都市市長会が新たな大都市制度として創設を提案している地方自治の仕組みであると認識しております。一方で、昨年六月に公表されました国の大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書においては、特別市制度の課題として、都道府県の広域調整機能への影響や、財源が減少することによる周辺市町村に対する行政サービスの低下、住民自治や住民代表機能の確保の必要性などの懸念が示され、制度導入の目的や、指定都市以外の市町村も含めた住民にとつてのメリットなどの観点から、引き続き議論が必要とされております。全国知事会では、指定都市市長会による一連の動きや、一月に発足した国の第三十四次地方制度調査会で、特別市制度も含む大都市制度の議論が行われることも踏まえ、総務常任委員会の中で、大都市制度の在り方に関する検討プロジェクトチームを設置する方向で調整が進められているところであります——私も参加をいたします。今後プロジェクトチームの議論を経て、全国知事会としての意見を取りまとめた上で、国や地方六団体をはじめとした関係者と議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、産業人材確保・育成・定着施策についての御質問のうち、若手職員の発案の機会についてのお尋ねにお答えいたします。

若者・女性に選ばれる宮城へ向けた新規施策につきましては、年度当初に関係部局において複数のプロジェクトチームを立ち上げ、総勢約九十名の若手職員や女性職員を中心に検討を重ね、来年度の事業実施に向けた予算化をいたしました。御指摘のとおり、今回のプロジェクトチームにおける取組を通じ、若手職員が新規事業の立案段階から予算化までを経験できたことは、仕事へのやりがいのもとより、部署を超えた職員同士のつながりにも大きく寄与したものと認識しております。私は例年、部長をはじめとする管理職の職員へ向け、職員一人一人が成長と働きがいを持って実感できる職場づくり、更には職員の能力と意欲を引き出すマネジメントを心がけるよう訓示していると

あり、このような取組を積み重ねることで、ふだんから仕事の面白さや達成感を感じ、挑戦することができる魅力的な組織を全庁一丸となつてつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、大綱五点目、選挙期間中の偽・誤情報対策についての御質問のうち、インターネット上の誹謗中傷等に対応するワンストップ窓口の設置についてのお尋ねにお答えいたします。

SNSなどのプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上で気軽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、匿名性や不特定多数性を背景に誹謗中傷等が深刻化しており、看過できない社会課題であると認識しております。現在県では、各分野の相談窓口において、インターネット上の誹謗中傷を含めて幅広く相談を受け付け、その内容に応じて国や専門機関、警察等の適切な相談先へつなぐなど必要な対応を行っているところであり、御指摘のありましたワンストップ窓口の設置につきましては、現在、県議会に設置されました検討会において、条例制定に向けた議論が進められておりますことから、県といたしましてもその動向を十分に踏まえつつ、他自治体の先進事例も参考にしながら、相談体制の在り方も含めた検討を議会の議論と並行して進めてまいります。

次に、大綱六点目、宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設の建設費高騰についての御質問のうち、宮城県立劇場の建設費の県債償還に伴う利子負担の試算額についてのお尋ねにお答えいたします。

宮城県立劇場は、昨年六月に工事契約を締結し、七月に着工いたしました。建設費が当初の計画から増加した中で、その財源となる県債の将来の利子負担が県財政に与える影響につきましては、十分に注視すべき課題であると認識しております。利子負担額につきましては、現在の市場金利を考慮し、利率を約二%、償還期間を三十年と設定し、建設費五百三億円のうち、仮に四百億円程度を借り入れることとした場合の概算は、百六十億円程度になると考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君）　大綱四点目、産業人材確保育成定着施策についての御質問のうち、職員の週休三日制についてのお尋ねにお答えいたします。

選択的週休三日制は、令和六年十月に策定した職員確保緊急プランの取組の一つとして、今年一月から全職員を対象に拡大したところです。知事部局等における一月の利用実績は、二十代が四人、三十代が六人、四十代が五人、五十代が十人、六十代が一人の合計二十六人でありました。この制度は、それぞれのライフスタイルに合わせて活用できるほか、自己研さんの時間にも充てることができ、職員のワークライフバランスの充実や資質の向上にもつながることから、職員本人のみならず、組織の活性化を図る上でも有効であると考えております。県といたしましては、職員一人一人の多様な働き方の希望に対し、今後もできるだけ応えていけるよう、引き続き働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、大綱五点目、選挙期間中の偽・誤情報対策についての御質問のうち、誹謗中傷等の対策に係る各アプローチの当否についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、国が所管する公職選挙法による対応については、国や各政党において議論、判断されるべきものと承知しており、今後の議論を注視し、情報収集に努めてまいります。次に、条例による対応については、一般論として、特定の表現行為に対し罰則等の制約を課すことは、憲法が保障する表現の自由との関係から極めて慎重に検討しなければならぬものと認識しております。この点に関しては、県議会の条例検討会においても御議論されておりますので、参考にさせていただきたいと考えております。最後に、昨年四月に施行された改正情報流通プラットフォーム対処法による対応については、先月開催した県の検討会において、有識者から「候補者がいまだ当該手続を十分に認知、習熟していないことも想定され、各陣営に対する周知等が必要な可能性がある」との御発言がありましたので、現行制度に基づく現実的な対応策の一つであろうと受け止めているところでもあります。県の検討会では、選挙期間中の誹謗中傷等に対処するための具体的な方策を主要な議題の一つに掲げていることから、引き続き有識者の皆様に望ましい方策の在り方について御議論いただきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君）　環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱三点目、熊対策についての御質問のうち、県職員
の狩猟免許に関するアンケート調査結果等についてのお尋ねにお答えいたします。

県では職員の狩猟免許の取得状況等を把握するため、今年一月から先月にかけて知
事部局の職員約五千九百名に対してアンケート調査を実施し、約四割に当たる二千三百
名から回答を得ました。その結果、狩猟免許を保有している職員が二十名おり、そのう
ちわな猟免許が十五名、銃猟免許が十三名、網猟免許が四名でした。また、市町村の鳥
獣被害対策実施隊に加入している職員が三名おりました。更に、狩猟免許を保有してい
ない職員の中にも、今後免許取得予定の職員が五名、興味関心がある職員についても五
百五十八名いることが分かりました。一方で、職員が緊急時の対応要員になることに関
しては、本来業務との整理が必要であり、アンケートにおいても、安全面については千
八百名、業務への影響については千名を超える職員が不安を感じていることから、こう
した課題を整理しながら検討を進めていく必要があると考えております。今回のアンケ
ート結果を受け、今後職員に対しては、市町村の実施隊に加入する際の兼職手続等につ
いて整理の上、通知を行うこととし、職員に対し実施隊への積極的な加入を促してい
ます。

次に、大綱六点目、みやぎ県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設の建設
費高騰についての御質問のうち、建設費等を補うため、施設で稼ぐ工夫についてのお尋
ねにお答えいたします。

宮城県立劇場の建設及び維持管理に関して、将来の県民負担を軽減するためにも施
設全体で最大限の収益を上げる工夫が必要であると認識しております。県立劇場の使用
料については、料金収入を重要な財源と捉え、受益者負担の考えを基本とし、全国の類
似する公立文化施設等との均衡についても勘案の上、設定いたしました。更に、アマチ
ュア利用等を想定し、入場料が低価格帯の使用料を抑える一方で、プロの興行公演等は
入場料に応じて加算した使用料を徴収する料金体系としております。また、屋内の交流
広場や屋外の芝生広場等の共用エリアにつきましても、あらゆる人々が集い交流する空
間として、例えばお祭りやマルシェ、屋外コンサートなど様々な利活用が想定されます。
今後多くの方々に幅広く利用いただけるよう、芸術団体やプロモーター等の様々な利用

者からの意見を参考に、貸出しエリアの拡大等も含めた利用可能性を探り、劇場や地域のにぎわいに資する取組を積極的に展開するなど、敷地も含めた施設全体を最大限に有効活用できるように創意工夫してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、二病院統合についての御質問のうち、病院移転後の跡地利用と患者分析結果についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の患者分析については、仙台赤十字病院が現在担っている医療機能について、実際の患者データを基に地元医師会や仙台市の意見も踏まえ、様々な視点から実施したものとなっております。現病院の回復期機能に関しては、院内の急性期病棟からの転棟や、他の急性期病床を有する病院からの転院受入れなど、一定の役割は果たしているものの、周辺地域のクリニックからの紹介や家庭等から直接入院するような医療需要に対する役割は限定的であることが明らかになりました。一方、地元市医師会から要望のあった回復期病床を有する医療機関の整備については、現在、仙台医療圏全体において回復期機能が不足している状況にあり、仙台赤十字病院移転後の周辺地域だけではなく、今後策定される新たな地域医療構想を踏まえ、医療圏全体を見据えた検討が必要になるものと考えております。なお、仙台赤十字病院の跡地に関しては、土地所有者である日本赤十字社の了解の下で地域全体にとって有益な活用を図る必要があると考えており、引き続き、仙台赤十字病院や仙台市と連携しながら議論を深めてまいります。

次に、県単独支援分の県債償還に伴う利子負担額と建設費増加時の追加負担についての御質問にお答えいたします。

統合新病院への県単独支援については、現時点において百八億円を見込んでおりますが、これを全額県債で賄う場合の利子負担額は、現在の市場金利を考慮して利率を約二％、償還期間を三十年と設定すると、概算で約四十億円となる見通しです。今後、想定を超える建設費高騰などによって事業費が更に増大するおそれが生じた場合には、まずは基本計画の事業費内での実施に向けて関係者間で内容の精査を行うとともに、県と日本赤十字社との間で財源確保の方策を協議し、事業が確実に遂行されるよう取り組ん

でまいります。

次に、大綱七点目、債権放棄についての御質問にお答えいたします。

医学生修学資金貸付制度は、本来、医学部卒業後に一定期間我が県の地域医療に従事してもらうことを目的とした制度であり、結果としてその目的が達成できず、貸付金の償還の現状に至ったことは誠に遺憾であります。こうした中、相手方との粘り強い交渉を続けてきたことにより、貸付金元本については全額を回収できた一方で、元本完済までに長期間を要したことにより、多額の利息等が発生することとなりました。当該債権放棄の相手方は、医師国家試験に合格するまでに要した学費等を賄うために、我が県のほか複数の団体から多額の修学資金を借り受けており、今後も長期にわたって相当額の返済を行い、毎月の生活に余裕がない状況が続くことが想定されています。こうした状況や債権管理コストのことを踏まえると、現時点で回収可能な元本利息だけの支払いを受け、残りの延滞利息等の債権について放棄する形で、確実かつ早期の解決を図ることが県の利益に資するものと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱二点目、県市連携についての御質問のうち、海外旅行メディアに対する取組についてのお尋ねにお答えいたします。

欧米豪は個人旅行者が多く、いわゆるBtoCの取組は誘客効果が高いと考えており、御指摘のとおり、消費者に直接的に訴求する海外旅行メディアを活用したプロモーションは大変効果的であると認識しております。欧州においては、昨年十月からパリに職員を派遣しております。これまで現地セミナーや旅行博への出展に向けた準備、調整などの業務に加え、積極的な現地企業訪問を行っているところであり、東北への旅行商品の造成に積極的な旅行会社を中心に、これまでに二十六社に営業活動を行ってまいりました。一方、現地メディアにつきましても、既に六社に接触しているところであり、来年度当初予算案に計上しました現地メディアを活用したプロモーション経費も活用し、効果的な情報発信を行ってまいります。加えて来年度、北米のメディアと連携し、我が県の魅力を発信する事業も予定しており、海外メディアを効果的に活用することにより

認知度向上に取り組んでまいります。

次に、大綱四点目、産業人材の確保・育成・定着施策についての御質問のうち、インドネシアジョブフェアの実績や不法滞在防止等への取組についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年八月に実施しましたインドネシア人材を対象とした大規模なジョブフェアにおいては、約六百人分の求人があり、フェア終了後、現在就労している方も含め、今月末までに合計約三百人の採用が見込まれているところでございます。就労状況につきましては、国が外国人雇用状況届出制度に基づき管理しており、現状県では把握しておりませんが、今後は県としても、採用・定着支援事業を通じて外国人を採用した県内企業に対して、可能な限り就労状況の把握に努めるとともに、今般国が策定した総合的対策で地方公共団体に求められている内容も踏まえながら、県が取り得る対応について検討してまいります。

次に、半導体オンデマンド講座の受講支援に関する実績と課題についての御質問にお答えいたします。

県では福岡県と連携し、半導体オンデマンド講座の修了者にみやぎポイントを進呈する新たな取組を昨年九月から開始しておりますが、先月末時点での申請数百九十六件のうち、学生の申請は約九割に相当する百七十二件となっております。講座別に見た学生の実績としては、半導体産業の全体像を学ぶ入門講座が百九件、次いで製造装置の基礎講座が四十三件となっております。これらで学生全体の約九割を占める結果となっております。今後の課題といたしましては、より効果的に学べる講座の拡充を図るとともに、修了者が就職やキャリア面でメリットを感じられる仕組みづくりが必要と考えており、引き続き、学校や関連企業の意見を伺いながら、半導体人材の育成に一層取り組んでまいります。

次に、コスメ・健康関連産業集積の効果についての御質問にお答えいたします。

コスメ・健康関連産業は、女性が働きやすく女子大学生の志望業界でも常に上位に位置づけられております。また、自然素材などを活用した商品開発が活発に行われており、先行する佐賀県では、原材料産地の近郊に工場等が設置され、経済活性化や女性の雇用創出にもつながっております。我が県にも多様な自然素材があり、有機材料の分析

に強みを持つナノテラスの活用により、隠れた有効性の発見なども期待できるところです。こうしたことを踏まえ、来年度は県内の豊かな自然素材とコスメメーカー等とのマッチングや、新商品の開発支援等を実施することとしております。本事業は大規模な工場の誘致ではなく、第一次産業から第三次産業までの多様な事業者を巻き込んだ産業の集積に取り組むものであり、若者や女性に選ばれる宮城のイメージの確立を目指してまいります。

次に、テック系ベンチャー等へのアプローチ強化についての御質問にお答えいたします。

優秀な学生・若者の県内定着を図るためには、魅力あるテック系ベンチャーや情報通信業の育成・誘致が重要と認識しております。これまで県では、研究開発費への助成を通じたテック系ベンチャーの成長支援や、立地奨励金等による情報通信業の誘致に取り組んでまいりました。更にこうした取組を加速させるため、テック系ベンチャーについては、今年度新たに東京事務所と連携した首都圏での企業訪問を始めており、情報通信業については、来年度の新規事業として、民間企業の知見やネットワークを活用し、対象企業を絞り込んだ上で企業訪問を行い、更なる誘致に結びつけたいと考えております。東京事務所の体制強化など、より一層の誘致体制の拡充については、これらの新たな取組の成果も踏まえつつ検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 農政部長石川佳洋君。

〔農政部長 石川佳洋君登壇〕

○農政部長（石川佳洋君） 大綱三点目、熊対策についての御質問のうち、若手人材の参入・育成についてのお尋ねにお答えいたします。

市町村において捕獲活動に従事する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止対策に積極的に参加する意欲があり、対策を実施するために必要な能力を有する者を市町村長が任命することとなっております。現在、県内の実施隊員の年齢構成については、七十歳以上の割合が約五割と高齢化が進んでいることから、被害防止活動を継続していくためには、実施隊の体制強化に加え、将来の活動を担う若手人材の育成が必要であると認識しております。このため県では、市町村に対し、新たな実施隊員の育成に向け、

狩猟免許取得や経験の浅い方への技術指導等効果的な捕獲技術の習得といった様々な研修など、国の鳥獣被害防止総合対策交付金や県予算の積極的な活用を促すことで、実施隊の活動に参入しやすくなるよう支援に努めているところです。県といたしましては、引き続き、これらの取組を通じ市町村や関係団体との連携を深め、若手の方が意欲を持って活動に従事できる環境づくりと持続的な被害防止対策の構築に向け取り組んでまいります。

次に、実施隊員の年齢確認についての御質問にお答えいたします。

市町村が作成した鳥獣被害防止計画に基づき、最前線で活動される実施隊員が担う役割は重要であり、交付金については、活動を支える原資として隊員の士気向上に寄与するものと認識しております。現在、若手実施隊員が行う捕獲や駆除作業の完了後は活動の報告がなされておりますが、現状では、隊員の年齢構成などの詳細な分析については十分に行われていないものと考えております。御提案の参加者の年齢確認による若手人材のOJT促進については、人材育成において効果的な着眼点でありますことから、県といたしましては、今後市町村に対し、隊員の年齢把握はもとより年齢層に応じた活動実績の可視化などについて働きかけるとともに、若手人材の育成により地域における鳥獣被害対策がしつかりと実施できるよう支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱二点目、県市連携についての御質問のうち、仙台市への補助金交付の再開についてのお尋ねにお答えいたします。

土地における土地の合理的かつ健全な高度利用を図る目的で行われる市街地再開発事業については、個性的、魅力的な都市空間の形成による都市環境の向上や、密集市街地の改善による防災上の観点など、中心市街地の活性化を図る上で大変有効な手法であると認識しております。県では、市町村が市街地再開発事業を行う場合、市街地再開発事業等補助制度により市町村への財政支援として補助金を交付しておりますが、仙台市に対しては、政令市への移行や都市計画法に基づく都市再開発方針の決定権限、市街地再開発法に基づく組合設立認可等の権限が仙台市へ移譲されたことなどを踏まえ、補助

率を段階的に低減し、令和三年度をもってこれを廃止したものです。仙台駅前の旧さくら野跡地の活性化は、我が県の経済や観光面においても効果が期待できることから、県といたしましては、仙台市からの相談に応じて技術的助言を行うなど連携しながら取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱四点目、産業人材確保・育成・定着施策についての御質問のうち、科学技術高校の認知度向上と柔軟なカリキュラム設計についてのお尋ねにお答えいたします。

近年の製造現場のデジタル化の進展や、生産性向上の要請などの環境変化を受け、AI・DX等への深い知見を持つ産業イノベーション人材が企業の生産現場において必要とされてきているものと認識しております。次期県立高校将来構想答申においては、工業系及び農業系の学びに理数系の学びを取り入れることにより、データサイエンスなどの先端科学技術を学べる環境を整備し、地域産業の発展に寄与するスペシャリストの育成を目指す科学技術高校の設置が必要とされたところです。県教育委員会といたしましては、今後、構想の実現に向け、科学技術高校の特色や狙いについてデジタル技術などの専門スキルを持つエンジニアが求められる背景も含め、丁寧に説明しながら生徒、保護者の興味・関心を高めてまいりたいと考えております。また、科学技術高校の充実した学びを全県で共有できるよう、普通科に在籍しながら技術分野も幅広く学ぶことができる柔軟なカリキュラムを導入するなど、学校、学科の枠を越えた学びを実現し、生徒自身の将来の可能性を広げるための学習環境を整備することにより、時代のニーズに対応した産業人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 大変前向きな答弁もありがとうございました。まず、熊について伺いたいと思いますが、アンケート結果を伺いますと、大変前向きな内容だったと県庁職員の皆さんに大変敬意を表する次第です。先ほど伺いましたけれども、回答者

のうち、狩猟免許の所有者が二十名おられて、かつ散弾銃やライフル銃を取り扱える第一種銃猟免許取得者が何と十三名おられると。これは形としては熊対応もできるということになりますよね。しかも既に実施隊に加入している方も三名おられるということで、実働力として大変期待できる集団ではないかと思うのです。そろそろ熊も起き出すことでもありますから、早急に県庁職員のガバメントハンターの取組を前に進めるべきと思いますが、先ほど課題感もいただきました。改めて希望者に対して返してみる形で、更にもどのような課題があるかということ掘り起こして対策を講じ、ガバメントハンターを早急に立ち上げる余地もあると思いますが、どうですか。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 私どもも職員の実態は分かりませんでしたので、今回アンケート調査をして今申し上げた職員数を把握したところでございます。ガバメントハンターとして、この職員の皆さんに業務をやっていただくためには、その職員個人個人が持っている本来の業務との整理ということが必要になります。ですので、まずは我々から地方振興事務所に警察官や自衛官OBを配属させていただいているわけですけど、今度四月からは大崎の地方振興事務所にも三名程度新たに配属を予定しております。まずは、こういった方々を会計年度任用職員として現地で現場に当たっていただけるように体制を整えつつ、常勤の職員の今後の活用については、もう少し職員の状況も聞きつつ、本来業務等の精査なども含めて課題がありますので、その点を検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸士君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 課題の整理をお願いいたします。

あと石川部長にも御教示いただきましたけれども、OJTの研修の枠組み、これ何と仙台市の担当者に聞いてみると、気づかなかったということなのです。枠組みの上限にかかわらずフリーで二百万円使えますので、これも若手人材の促し、参入促進に資するものですので、どうか活用方周知をお願いしたいと思います。

ほかに幾つか伺いたのですが、特別市の取組に仙台市のほうでも力を入れていくように、国でも副首都のお話が出てきたところです。副首都となりますと、これまで日本維新の会が大都市法に基づき特別区に限るべきだということを言っていました。

与党内で、いやこれに限るものではないと、政令市でも手上げ可能だし、何となれば特別市の内容にも即したような話になってきて、どうも国でもこれに沿うような形で本気で議論され始めたと感じております。ですので、ほかの議論を待ちますということではなくて、県としても主導的にしっかりとやるべきだと思ひまして、先ほど知事からも知事会でプロジェクトチームをつくられると、そこにも参加されるということで御期待申し上げます。知事としての課題感をもうちよつと踏み込んで伺います。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 宮城県知事としては、広域調整の問題、あるいは、宮城県は非常に大きな災害がありましたので、大きな災害があったときにそのときに広域調整がでなくなってしまうと。つまり特定の被災者だけが優遇されてしまうということになりかねない。仙台市は非常に力がありますから、そういうことになりかねないという問題があると思います。また、地形的に見て宮城のちょうど真ん中のくびれたところに仙台市がどんとありますので、地理的に宮城県は北と南に分断されてしまう。そういう課題も出てくるということでもあります。また、あわせて、政令指定都市側の主張からすると、県警も分けるということなので、仙台市警と宮城県警が二つできてしまうというようなことにもなりかねない。治安面で悪いことをする人——犯罪、あるいは事件、事故は県境を越えるだけではなくて当然市境を越えるわけでありまして、そういうことを考えますと、かなり課題が多いのではないかと、思うふうに思っております。こういったようなことを宮城県知事という形で発信するだけではなくて、知事会として、まずしっかりと議論をしてみたいというふうに思っております。今、総務常任委員会の委員長が高知県の知事さんですので、高知県の知事さんにも入ってもらって、あとは政令市を抱えている知事さん方が入って、このプロジェクトチームを立ち上げることにしました。中には、この間言いましたけれども、政令市出身の知事さん——千葉県の千葉市長だった熊谷知事さん、それから浜松市の市長だった鈴木さん、そして大阪の市長をやった吉村さん、こういった方たちにもこのプロジェクトチーム入っていただくようになりましたので、いろんな議論が出てくるかと思ひますが、その中で知事会としての意見をまずまとめて、また地方制度調査会等に働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） るるお答えいただきましてありがとうございます。ところで、特別市についてなのですが、仙台市から枕言葉のように二重行政が存在するというをよく言われるのですけれども、少なくとも県から権限移譲の項目一覧を毎回示して、このリストのほかにまだありますかということを重ねて尋ねた上で、いや、ありませんということをお台市から答弁いただいているわけですね。その上で、なおこの二重行政と言われることにはちよつと違和感もあると思うのですけれども、現にこれまでも震災のときにみなし仮設の件で問題になったということで、災害救助法の改正によって仙台市が救助実施市に指定されましたけれども、これは県市連携で進めたことですよ。これなども県市連携がうまくいった事例として、こういう実績もあると。ですので、何をもって二重行政と言っているのかちよつと定かではないというところもありますので、先日の答弁にもありましたけれども、トップ同士の立ち話ではなくて事務局同士でしっかり腰を据えて、何をもって課題としているのか、ここをもうちよつと洗い出すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） おっしゃるとおりでして、逆に特別市になったほうが二重行政になりやすくなるのではないかと私は思っています。二重行政を解消する意味でも今のようない体制でいろいろ意見交換しながら、無駄をなくしていくことは重要だと思います。また県は、仙台市に限らず市町村にどんどん権限移譲をしますから、何でも言うてくださいというふうに言うておりますので、そこもなぜ二重行政としたのか違和感を持っているのは事実でございます。ですから、おっしゃるように、担当者同士でまずいろいろ意見をしっかりと聞いてみるということが重要ですし、状況によっては、副知事、副市長と知事、市長でいろいろ話をする必要だろうというふうには思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 今、知事からありましたけれども、二重行政という主張、例えば警察についても言及がありましたけれども、県警となると、やはり国家の法律の問題になりますので、大きな話かと思うのですけれども、実は市長会が作って

いる資料によりますと、こんなことを主張しているのだと思つてちよつとギャップがあったのですけれども、例えば政令市においてはスクールゾーンの標識の整備——道路にスクールゾーンと標示できる権限を留保しているのだけれども、片やその道路で止まれという標示は県警察の事務に当たるので——率直に言うと、ある見方をするとう極端な問題ではないかというようなこと。これも大げさに二重行政であるとか、警察機構の法律改正を伴うものなのかどうか、こういったことをもうちよつと密に連携することで何が課題なのかあぶり出して、もうちよつとハードルを低く解決できる余地もあると思うのですが、これについていかがですか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今、県警の例を出されましたけれども、こういったようなことは、今非常に県警も、県行政だけではなくて市町村行政のほうにもしっかりと向いて要望を受け入れながら調整しておりますので、現時点においてそれが二重行政として大きな弊害になっている、障害になっているといったようなことには私はなっていないのではないかと思います。ただ、あちらのほうはそういう主張をおっしゃるというのであれば、それはやはりしっかりと意思疎通、意見交換し、すり合わせをしていくということは重要なことだと思っておりますので、門戸を閉ざさずしっかりとお話しは聞いていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） どうやら二重行政と主張しているところにも濃淡がありそうですし、難易度にもハードルの高低がありそうですという印象であります。

さて、ここからはちよつと仙台市にも寄り添ったこともお話ししなければと思っております。ちなみに、仙台市分の個人県民税、これ特別市に移行した場合、令和六年度決算ベースで約二百三十五億円が県から仙台市へ移譲されると。宮城県の地方消費税の場合は、これまで宮城県の取り分は六百億円で仙台市が三百億円だったところ、特別市に移行すると逆に仙台市が六百億円、県は半額の三百億円となるということで、このように主要な地方税だけでも県にとっては数百億円に上る減収となるということです。ですから、逆に見ると仙台市が現状どれだけ取られていると感じているのか。それは、我々県サイドからは広域自治に責任を持っているという、誇りも自覚も使命感もあつてやっ

ていることではあるのですが、逆サイドからまた別の観点もあるということをもうちよつと留意すべきかと思うのです。率直に仙台市としての最大の関心は、受益と県税負担の不均衡、不公平だと。あまりにも還元率が低いというところにやはり集約されるような気がいたします。そういった不満がやはり大きいのではないかと思うのです。みやぎ発展税も令和六年度ベースで見ますと、税込五十六億円のうち、仙台市所在の法人からの納付は四十億円、これに対して仙台市で活用された補助金実績は三・八億円、還元率は一〇％に満たないということなのです。さきの数百億円に上る特別市なら得られたであろう地方税収も併せて考えると、この受益と負担の大きなねじれについて仙台市が非常に意識を集中しているということには留意が必要で、これまでどちらかというと、仙台市が我は広域自治体というところは誇りや使命感はよしとしても、仙台市との間で会話になっていないのです。何を言いたいかというと、今回さくら野百貨店跡地の再整備に關して、宮城県として県市連携の観点を強調して補助する余地があるのではないかと提案しました。技術的なお助けだけはしますというちよつと塩対応でしたけれども、私は今まで申し上げたように、この受益と負担のねじれというものをしっかりと捉まえて、今税収のインバランスは申し上げましたので、例えばみやぎ発展税を税収として再開発に仙台市と連携して整備に關する余地があるのではないかと思うのですが、これについてどうお考えですか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 発展税につきましては、災害対応と、あとは産業の振興に、基本的に企業誘致をということで目的を明確にして使わせていただいております。先ほど部長が答弁いたしましたけれども、まちづくりに關して仙台市が政令市として権限を持っております。私のほうでさくら野百貨店の跡地について口を挟む権限は与えられていないということもありまして、やはり権限と財源はセットで考えるべきではないかということでもあります。ただ、一気になくしてしまうというのは、それはあまりに無理があるだろうということで、徐々に徐々に減らしていきまして、令和三年度、今八年度ですから、五年ほど前までは残していたということがございますので、これについてはぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木幸士君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） これ税源の是正の問題ですよね。インバランスを是正しなくてはいけないという問題ですけれども、先ほど私壇上で県が補助する場合のお話をしましたけれども、補助したとしても、実は自治体の負担分三分の一になるのですけれども、この仙台市の負担部分をちよつと減債できると、お助けできるというふうにすぎなくて、実は関わっている事業者については何らメリットがないということもあるのです。ですから、宮城県として、そうは言っても仙台市の中心街の顔ですから、県の発展の顔でもあるわけだから、ここにもっと前向きに関わる方法があるのではないかと思うのです。これは事業がなされた後に、例えば、できる建物のフロアについて、前もって宮城県が責任を持って借りるとか、そういうことをあらかじめ覚書で取り交わしておくなんていう方法でくさびを打ってアンカーにして、それが事業者の事業進捗のインセンティブになりうると。こういう観点もあるかと思うのですが、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然いろんな考え方があるとは思いますが。ただ、例えば宮城県からすると、港湾ですよね。これは政令市が港の管理運営、修繕等を担っているところもあるのですけれども、宮城県の場合は、仙台塩釜港仙台港区は県のほうで整備をさせていただいていると。これはもう仙台市さんが持っていたら我々としては大変ありがたいのですけれども、仙台市は厳しいということでもあります。そのような形で当然全体を見ると、ほかの政令市と県の関係とを照らし合わせても、それほど遜色はないのではないかというふうに考えております。また、例えば乳幼児医療についても、政令市を抜いている県もあるのですけれども、宮城県は政令市分もほかの市町村と同じように拠出をさせていただいております。そういう形で今のところのバランスを取りながらやっておりますので、今回のさくら野百貨店跡地について、私も非常に興味を持っています。まさに顔ですので、あそこは非常に興味を持っておりますけれども、これについては、まず仙台市さんのほうで一義的にいろいろお考えいただきたいという思いを持っているということでございます。この辺もまた郡さんといろいろ話をさせていただこうというふうに思っています。

○議長（佐々木幸士君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 政令市に移行していることでもあるし、仙台市中心街の再開発については基本的に仙台市の役割を期待するという言葉ではありませんけれども、それは基本だとは思っています。ただ、事業がもう八年間、九年間塩漬けになっていて、やはりちよつと尋常ではないという状況にありますし、そういうこともあって仙台市が全力を挙げてやっているわけです。宮城県としてこれを傍観するのはやはり苦しいところがありますよね。ついせんだって防災庁の誘致について知事と郡市長、県市連携して国に要望したところでもありますけれども、例えば、この再開発によってできる建物に防災庁の地方機関であるとか、防災大学校、これを誘致するとして、県としてそのフロアを借り上げるとか、こういうこともアイデアとしてはあってもいいのではないかと思うのです。こういうことを仙台市としっかり議論してもいいのではないのでしょうか。また、なおも食い下がりますけれども、みやぎ発展税を、例えば防災庁案件だったら防災対策パッケージと既存の枠組みも活用できますので、十分検討に値するのではないかと思いますか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 防災庁の地方に出てくる防災局につきましては、まだどのようなものなのか分かりません。国のほうが責任を持って整備するという場合もあるでしょうし、自治体の責任、負担でということになるかもしれない。その辺見えてまいりましたら、そこは誘致に県も仙台市と一緒に動いておりますので、よく仙台市と調整してみたいと、門前払いということにならないように、よく検討してみたいと思っております。まだ現時点で何とも言えないということでもあります。

○議長（佐々木幸士君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 前向きにゲートを開けていただいているということですので、ぜひとも前向きに県市連携の実を示していただきたいと思っております。

いろいろあるのですけれども、債権放棄についてもやはりちよつと言及したいと思っております。ちよつと釈然としないという気持ちを持っている議員も少なくないと思います。私、自分自身で挫折も経験してきたので、高い目標を掲げてチャレンジを続けて、途中で挫折してもついに目標を達成するということが尊いことと思えますし、また、私全力で応援したいという気持ちを持っている人間ではあるのですけれども、本件につ

いては、一旦大学中退後復学して、再度弁済契約を取り交わしたにもかかわらず留年や国家試験不合格を繰り返して返済が遅れ——しかも六年遅れているのです。結果的に千八十六万円もの宮城県に対する延滞利息を言わば踏み倒しという形になるわけです。こう言わざるを得ない。しかも医師になること自体がゴールではないということを考える、記事においては、この公の財産毀損をして今に至るのだという部分が全く伏せられているのです。一言の言及もない。ちよつと美談や苦勞の成功物語としているのですけれども、私は違和感があるのです。ちなみに、現在の医学生修学資金については、率直に申し上げて、明らかに返済に困難が予測されるような方に対して貸付けが可能なのか、その条件についても伺います

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 貸付けに当たっては、もちろん誓約書、連帯保証人とか様々な条件をクリアしていただいた方に貸し付けるといったことでもございました。この方に関しましても、連帯保証人を立て、本人の意思等も確認した上で、もちろん貸付けの契約をスタートしたわけなのですけれども、御指摘のありましたとおり、とにかく一旦大学を卒業するにも時間がかかり、卒業しても国家試験に受かるのに時間がかかるといったことで、結果的にここまで延び延びの形があり、様々な延滞金とか遅延損害金が発生したといったことで債権が残っている状態でございます。しかしながら、私も実は十年ほど前に御本人に直接面会して債権回収に当たった経験がございます。そのときはまだ国家試験に受かる前でございましたけれども、この債権の重要性と中身についてしっかりと説明をして、説いてまいりました。そういったことを後任の方がどんどんと続けてきたことよって、何とか元本の回収にはこぎ着けたということ。そして、元本に係る利息分だけ返済を約していただくといったことでもって、今回の御提案に至っているわけなのですが、やはり想定する以上に時間がかかったことに伴う延滞延滞の利息ということ、意図せざる部分があったということ、連帯保証人は実母と元夫の二人がなっていますけれども、実母のほうは借りた当時はまだ働いていましたけれども、既に介護状態。今現在もう資力はありません。元夫のほうからは子供の養育、生活関係の一定の収入がありますけれども、売払いでできる資産もないといったことでもございました。そういった中で、何とか他県、他の団体からの借入金もある中で、返済が滞っていくこ

とが今後も見込まれる中で、残り何十年働けるのかといったことも考え合わせたときに、そういったことで十年前から立てた債権管理コストが年々かかかっていくとトータルに考えた場合に、ここでもって元本回収と利息分を抑えてやることでけりをつけたというのが本音でございます。何とぞ御理解を賜ればというふうに思います。